

国債等公共債または投資信託受益権の保護預り、 記帳及び振替に関する契約のご説明

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面をよくお読みください。

○当行では、お客様から国債等公共債または投資信託受益権の有価証券をお預かりし、法令に従って当行の財産と分別して管理させていただきます。また、券面が発行されない国債等公共債または投資信託受益権の有価証券について、法令に従って当行の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

- ・ 国債等公共債または投資信託受益権の有価証券のお預かりについては、料金を頂戴しません。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

有価証券等の預託

当行では、お客様から国債等公共債または投資信託受益権の有価証券をお預かりし、法令に従って当行の固有財産と分別して管理させていただきます。また、券面が発行されない国債等公共債または投資信託受益権の有価証券について、法令に従って当行の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。また、保護預りに係る手数料は不要です。

当行が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当行が行う金融商品取引業は、金融商品取引法第33条第2項の規定に基づく登録金融機関業務であり、当行において個人向け国債のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、あらかじめ当該ご注文に係る代金をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、数量等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします。

この契約の終了事由

当行の総合取引約款および関連する規定等（以下、「総合取引約款等」と言います。）に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- ・ お客様から解約のお申し出があった場合

- ・ お客様が総合取引約款等に違反したとき
- ・ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出た場合

当行の苦情処理措置及び紛争解決措置

当行が行う登録金融機関業務における苦情・ご意見を受けるための窓口および利用する外部機関は次のとおりです。

- ・ 当行窓口 連絡先：お客様相談所
電話番号 089-933-1111
- ・ 一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター
一般社団法人全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室
電話番号 0570-017109または03-5252-3772
証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005

当行の概要

商号等	株式会社愛媛銀行 登録金融機関 四国財務局長（登金）第6号
本店所在地	〒790-8580 愛媛県松山市勝山町2丁目1番地
加入協会	日本証券業協会
資本金	21,367百万円（2021年9月30日現在）
主な事業	銀行業、金融商品取引法第33条第2項に基づく登録金融機関業務
設立年月	昭和18年3月
連絡先	代表電話089-933-1111（お客様サービス部） またはお取引のある本支店にご連絡ください。